

議第24号

三島市都市公園条例の一部を改正する条例案

三島市都市公園条例（平成5年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

都市公園名	区分	単位	金額	
			個人	30人以上の団体
楽寿園	大人	1人1回	300円	270円
	小人	1人1回	50円	40円

備考 「大人」とは、満15歳以上の者をいい、「小人」とは、満4歳以上満15歳未満の者をいう。

」

を

「

都市公園名	区分	単位	金額
楽寿園	個人	1回	300円
		1年	1,000円
	30人以上の団体	1人1回	270円

備考

- 1 満15歳未満の者は、無料とする。
- 2 「1年」とは、入園券を発行した日から起算して1年間をいう。

」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士